へ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（トにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びロの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ又はロに掲げる額のうち、前号の事業主が選択した額

イ　次の(1)及び(2)に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額

(1)　初年度　五百万円

(2)　初年度の翌年度及び翌々年度　各二百五十万円

ロ　次の(1)及び(2)に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額の合計額

(1)　初年度　七百二十万円

(2)　初年度の翌年度及び翌々年度　各九十万円

11　前項第一号ロの雇入れに係る労働者の数が十五人以上であつて、同号ロの事業施設等の設置又は整備に要した費用が四千五百万円以上である場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ(1)中「五百万円」とあるのは「一千五百万円」と、同号イ(2)中「各二百五十万円」とあるのは「各七百五十万円」と、同号ロ(1)中「七百二十万円」とあるのは「二千百六十万円」と、同号ロ(2)中「各九十万円」とあるのは「各二百七十万円」とする。

12　第十項第一号ロの雇入れに係る労働者の数が十人以上であつて、同号ロの事業施設等の設置又は整備に要した費用が三千万円以上である場合（前項に該当する場合を除く。）における第十項第二号の規定の適用については、同号イ(1)中「五百万円」とあるのは「一千万円」と、同号イ(2)中「各二百五十万円」とあるのは「各五百万円」と、同号ロ(1)中「七百二十万円」とあるのは「一千四百四十万円」と、同号ロ(2)中「各九十万円」とあるのは「各百八十万円」とする。

（生涯現役起業支援助成金）

第百十九条　生涯現役起業支援助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　次のいずれにも該当する者が代表者である法人を、新たな事業を開始するために設立した事業主であること。

(i)　当該設立の日における年齢が四十歳以上の者であること。

(ii)　当該法人の業務に専ら従事する者であること。

(2)　個人事業主のうち、新たな事業を開始した日における年齢が四十歳以上の者であつて、当該事業に専ら従事するものであること。

（削る）

（削る）

第百十九条　削除